

平成19年第1回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第2日目)

平成19年3月7日(水曜日)

午前10時00分開議

- 第14 議案第15号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第16号 町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第21号 訓子府温泉保養センター設置条例の制定について
- 第17 議案第7号 平成19年度訓子府町一般会計予算について
- 第18 議案第8号 平成19年度訓子府町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第19 議案第9号 平成19年度訓子府町老人保健特別会計予算について
- 第20 議案第10号 平成19年度訓子府町介護保険事業特別会計予算について
- 第21 議案第11号 平成19年度訓子府町下水道事業特別会計予算について
- 第22 議案第12号 平成19年度訓子府町水道事業会計予算について
- 第23 議案第13号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
について
- 第24 議案第14号 訓子府町副町長定数条例の制定について
- 第25 議案第18号 訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
- 第26 議案第19号 社会資本整備基金の設置管理及び処分に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

出席議員（13名）

1番	田中	與士信	君	2番	安藤	義昭	君
3番	渡邊	守彦	君	4番	山本	朝英	君
5番	松浦	啓博	君	6番	大坪	勝廣	君
7番	柴田	喜八	君	8番	小坂	正利	君
9番	上原	豊茂	君	10番	高橋	徳男	君
11番	佐藤	静基	君	12番	小林	一甫	君
14番	橋本	憲治	君				

欠席議員（1名）

13番 渡邊 易右工門 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町	長	深	見	定	雄	君	
総務課	長	山	田	日	出	夫	君
企画財政課	長	佐	藤	正	好	君	
町民課	長	山	川	栄	二	君	
福祉保健課	長	佐	藤	純	一	君	
福祉保健課業務監		三	好	寿	一	郎	君
農林商工課	長	山	内	啓	伸	君	
建設課	長	竹	村	治	実	君	
水道課	長	竹	村	治	実	君	
施設車両課	長	小	田	藤	夫	君	
教育	長	小	野		茂	君	
管理課	長	平	塚	晴	康	君	
社会教育課	長	佐	藤	明	美	君	
給食センター所長		石	森		修	君	
社会教育課業務監		上	野	敏	夫	君	
教育委員	長	白	崎	隆	誠	君	
農業委員会	長	鳥	山	勝	見	君	
監査委員		四	十	物	義	雄	君
農業委員会事務局	長	菅	野		宏	君	

職務のため出席した事務局職員

議会事務局	長	小	野	良	次	君
議会事務局	係長	今	田	和	則	君

開議の宣告

議長（柴田喜八君） 皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠の報告をいたします。本日は、13名の議員の出席であります。小坂議員から午前中欠席の届出が出ております。

また、田古選管委員長から欠席の報告がありました。

それから、議員、説明員の皆さんに申し上げます。議場内の室温が今日も上がるようでございますので、上着を脱ぐことを許可いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議案第15号、議案第16号、議案第21号、議案第7号、議案第8号、
議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号

議長（柴田喜八君） この際、日程第14、議案第15号、日程第15、議案第16号、日程第16、議案第21号、日程第17、議案第7号、日程第18、議案第8号、日程第19、議案第9号、日程第20、議案第10号、日程第21、議案第11号、日程第22、議案第12号は、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 議案書61ページをお開き願いたいと思います。

議案第15号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明を申し上げます。

今回の条例改正は、国に準じて町職員の扶養手当の一部を改正しようとするものでございます。

記以下をご説明申し上げます。

第8条第3項中「とし、その他の者については1人につき5,000円とする。ただし」及び「のうち2人まで」を削り、「それぞれ」を「1人につき」に改めるというものでございます。

この改正内容につきましては、このページの下段に掲げております新旧対照表で、その改正内容をご説明を申し上げます。右側が改正前、左側が改正後となっております。

右側に示しました改正前の最初の下線部分にあたります「とし」からはじまりますけど、「とし、その他の者については1人につき5,000円とする。ただし」とあります。次の下線部分には、「うち2人までについては、それぞれ6,000円とする」というような規定のところの下線がありますけども、現行の規定はつまり配偶者以外の扶養親族、1人目と2人目は6,000円を支給してありまして、3人目以降は5,000円を支給するという規定に現行ではなっているものでございます。

これを左側の改正内容で説明しますと、先ほどの改正条文を朗読しましたように、「1人につき5,000円とする」という部分、それと「うち2人まで」という部分に係わる下線部分を削りまして、「それぞれ」という語句を「1人につき」に改めることによりまして、

配偶者以外の扶養親族すべての支給額が規定の括弧書きの例外を除きまして1人につき6,000円になるように改正しようとするものでございます。

附則としましては、施行日を平成19年4月1日と定めるものでございます。

以上、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げましたので、ご審議の上、ご決定賜りますようによろしくお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） 同じく議案書の62ページをお開きをいただきたいと思います。

議案第16号 町税条例の一部を改正する条例の制定について、説明をさせていただきます。

町税条例（昭和25年条例第8号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

この改正につきましては、温泉保養センターの指定管理者制度の導入、検討を踏まえ、近隣市町との均衡や将来の老人料金の動向等を考慮しまして、入湯税を見直すものであります。

記以下について、ご説明をさせていただきます。

町税条例の一部を改正する条例、第140条の4を次のように改めるものであります。

入湯税の税率につきましては、大人1人1回につき100円、その他、老人、身体障害者等については1人1回50円という条例になっておりましたけども、これを一律50円に改正するものでありまして、第140条の4を入湯税の税率は入湯客1人1回につき50円と改正するものであります。

附則でありますけれども、この条例は平成19年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、議案第16号 町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定くださいますようによろしくお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 議案書の67ページをお開き願います。

議案第21号 訓子府温泉保養センター設置条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

本条例の制定の趣旨は、温泉保養センターを指定管理者に管理運営させることができるようにするための改正であり、合わせまして、入湯税をただいま説明いたしましたとおり、一律50円に改めることによる、大人の使用料の改正であります。

まず、次のページ。議案書の68ページをご覧ください。

第1条、第2条については、変更しておりません。

第3条では、本施設は直営であり、一部業務を委託できる規定としております。

第4条では、利用者を規定するもので、第5条では、使用の制限を規定し、第6条で、温泉保養センターの使用料について別表で規定しております。

続きまして、69ページの別表をご覧くださいと思います。

大人の入湯税を100円から50円に改正することから、大人1人当たり340円と記載してありますけれども、改正前290円でしたが、これを340円に。その下の欄にあ

ります回数券、改正前2,400円とありましたが、それを2,900円に改めるものでございます。

従いまして、お客様にお支払いただきます額につきましては、従来と変わらず、大人につきましては、340円プラス入湯税50円で390円。回数券につきましては、2,900円プラス入湯税10回分ということで500円、合わせまして3,400円となっております。

ちなみに、高齢者及び障害者、その横の欄になりますけども、それについても変わりなく1回につき200円プラス入湯税の50円で250円。その下の回数券についても、1,750円プラス10回分入湯税500円で2,250円ということでございます。

子供については、入湯税が課せられませんので、別表に記載のとおり140円及び70円ということになってございます。

繰り返しになりますけども、大人の入湯税を50円下げて、使用料を50円上げたということで、お客様にお支払いただく額については全く変わりないということでございます。

戻りまして、第7条では、使用料の減免について、第8条では、損害賠償の義務を規定しております。

第9条で、第3条で本施設を町直営としていたものを指定管理者に管理を行わせることができるとする内容でございます。

第9条の第2項で、指定管理者が行う業務が規定され、第3項で、別表で定める額を上限に指定管理者は利用料金を収入として収受させるものとしております。

第10条では、本施設を指定管理者に管理させた場合の条例の読み替え規定であり、第11条で委任の規定を、附則で、施行期日を平成19年4月1日とし、運営審議会の廃止により、特別職の職員で非常金のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を定めております。

以上、訓子府温泉保養センター設置条例の制定をご説明いたしました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 議案第7号 平成19年度訓子府町一般会計予算につきまして、提案説明をさせていただきます。

内容につきましては、事前にお配りをしております各会計予算説明資料。この緑のファイルになります。それと、予算書の2冊によって説明をいたします。

なお、説明の中で「前年度」あるいは「昨年度」と表現する部分につきましては、「平成18年度」、「本年度」と表現する部分につきましては、「平成19年度」を指しておりますので、そのようにお聞き取りをお願いしたいと存じます。

それでは説明資料をご覧をいただきたいと思います。

1ページは、予算編成の基本に触れておりますが、本年度の予算編成にあたりまして、昨年同様、地方交付税の減少が見込まれるなど、厳しいものになることが予測されることから、行政改革プランに沿った公共施設の維持管理経費の見直しを行い、経常経費の縮減に努めたほか、町民生活に与える影響に配慮しつつ、最小の経費で最大の事業効果を上げることが基本に進めてまいりました。

なお、本年度は町長の改選期でありますので、扶助費のほか、投資的事業と補助奨励費

のうち、年度当初に予算化が必要な特殊なものについて計上する、いわゆる骨格予算としての提案でございます。

そのような中で、一般会計の予算総額は38億1,480万円となっており、前年度当初予算と比較し、12.5%の減という結果になってございます。

これは昨年度において、町道相内線の中の沢橋の架け替えにかかる工事や緑丘地区の営農用水整備事業をはじめとする道営畑総事業などの大規模な事業を行ったことによるものでございます。

なお、これらに係る款ごとの伸び率は、5ページの歳出の目的別予算内訳表のとおり、農林水産業費においてはマイナス24.7%、土木費におきましてはマイナス72.2%と大きく減少をしております。

また8ページには、人件費についての資料がございます。8ページの下のほうに合計欄がありますが、その右から4列目にあります8億6,458万4,000円が一般会計と特別会計の人件費総額であり、前年度対比で3,487万8,000円の減となっております。これは議員定数の減少に伴う報酬等の減のほか、退職者の不補充による減から、平成16年度以降の退職者に係る退職手当組合負担金の精算金の増などを差し引いた結果によるものでございます。

なお、下水道会計の職員人件費につきましては、全額一般会計から繰り出している関係上、本年度から一般会計に一括して計上してございます。

次に、9ページをご覧ください。この表は、基金の保有状況一覧にしたものでありますが、表の下から5項目めにありますように、本年度末の基金保有見込額は、一般会計で13億7,990万9,000円となっております。

10ページ以降は、投資的事業、補助奨励費、扶助費の項目別内容を掲載してございます。

なお、17ページには、補助奨励費のうち、前年で廃止または完了した事業並びに当初予算の計上を留保した事業を記載し、20ページには、扶助費のうち、制度改正により事業が再編され事業そのものが継続されていますが、従前の事業名では出てこないものを廃止事業扱いとして掲載をしております。これらにつきましてはご覧をいただくこととしまして、予算書における説明はこれら調書のうち、新規事業など特殊なものについてのみ説明をさせていただきたいと存じます。

それでは、予算書に沿って説明をまいりますので、2ページをお開きいただきたいと思います。予算書の2ページでございます。

第1条では、予算総額を38億1,408万円としております。

また、歳入歳出予算の款項の区分及び金額は、次のページから12ページまでにあります第1表、歳入歳出予算によることとしておりますが、これについてはご覧をいただくこととし、その内容については後ほど17ページ以降の事項別明細書で説明をさせていただきたいと存じます。

2ページに戻りまして、第2条と第3条は、債務負担行為と地方債について定めておりますが、これについては別表によって説明をさせていただきます。

第4条は、金融機関から借り入れすることができる一時借入金の限度額を昨年と同額の10億円と定めてございます。

なお、昨年度まで第5条として、給与費の予算流用について定めておりましたが、職員給与費については、13款の給与費にまとめて計上したことに伴いまして、この規定は本年度から削ってございます。

次に、13ページをご覧ください。13ページ、第2表は、本年度の債務負担行為についてご承認をいたごうとするものでありますが、本年度は3項目ございます。

まず、1項目目の季節労働者の生活資金については、その貸付金の利子補給と損失補償で、期間は2カ年度としております。

次に、2項目目の農業経営基盤強化貸金の利子補給につきましては、平成44年度まで毎年度の融資平均残高に対し、利子補給率を乗じて得た額を限度としてございます。

次に、3項目目にあります訓子府高等学校入学生通学支援対策事業につきましては、総額1,023万2,000円を限度額とし、期間は本年度から平成21年度までとしております。

次14ページは、第3表、地方債であります。本年度予定しております事業等に係わる7件について、借入限度額の総額を1億9,840万円としてございます。

なお、下から2項目目の持続的農業・農村づくり促進対策事業につきましては、前年度の食料・環境基盤緊急確立対策事業から名称変更になったものでございます。

また、従前は本表に起債種別を括弧書きしておりましたが、網走支庁からの指摘もありまして、議決要件としては記述が不用であるということが判明しましたので削除させていただきます。

なお、起債種別につきましては、事項別明細書の説明欄において、従前どおり明記しておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

15ページと16ページにつきましては、歳入歳出の款別の予算額を掲載してありますので、これはご覧いただきたいと存じます。

17ページからは、事項別明細書の説明に入りますが、特に歳出では経常的な経費の説明は省略させていただき、歳入歳出とも特徴的な部分についてのみ説明をさせていただきます。それでは17ページの歳入から説明いたします。

(以下、一般会計予算書の説明、記載省略)

議長(柴田喜八君) 説明中ですが、ここで10分間休憩いたします。午前11時5分から再開いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

議長(柴田喜八君) 休憩前に戻り会議を再開いたします。

企画財政課長。

企画財政課長(佐藤正好君) それでは引き続き説明を申し上げます。

(以下、一般会計予算書の説明、記載省略)

以上、総額を38億1,480万円とする平成19年度の一般会計予算案について、説明を申し上げます。時間の関係もあり、詳細の説明はできませんでしたが、厳しい財政状況の中、予算全般にわたり、経常経費の節減はもとより、各種事務事業においても経費

の節減を配慮しつつ、町民の福祉や時代を担う子どもたちにかかる教育予算に配慮しながら予算編成をさせていただきました。説明不足の点につきましては、お詫びを申し上げ、あとは質疑等でご説明をさせていただきますので、ご審議いただき、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） それでは、特別会計の予算の説明をさせていただきたいと
思います。予算書の276ページをお開きをいただきたいと
思います。

議案第8号 平成19年度訓子府町国民健康保険事業特別会計予算につきまして、別冊
の予算案の説明資料を含めてご説明を申し上げたいと
思います。

予算書に入ります前に、別冊の各会計予算案の説明資料をご覧をいただきたいと思
います。各会計予算案の説明資料の3ページになりますけれども、国保会計の予算編成にあたっ
ての基本的な考え方について記載をさせていただいております。

まず、歳入でありますけれども、国保税につきましては、現行税率により計上させてい
ただいているところでございます。また、国庫支出金及び療養給付費交付金につきましては
は、保険給付費を基礎として積算した額を計上しております。

道支出金につきましては、道の調整交付金を計上しているところでございます。

このほか、一般会計繰入金につきましては、従来からのルールによる繰り入れをしたほ
か、財政調整に要する財政調整基金からの繰入金も計上しているところであります。

歳出につきましては、保険給付費、老人医療費拠出金及び介護保険第2号被保険者に係
る介護納付金。これにつきましては、前年度の医療費実績額、見込額から推計をして計上
するとともに、運営経費につきましても計上しているところでございます。

次に、同じ資料の9ページをお開きいただきたいと
思います。9ページの下から4行目
の、これは国保会計の財政調整基金保有状況を記載しておりますけれども、平成19年度末
の保有見込額につきましては、一番右側に記載のとおり、156万7,000円となる見
込でありまして、非常に厳しい状況にあるということでございます。

それから、同じ資料の29ページから32ページにわたりまして、国保会計の概要をそ
れぞれ記載をしておりますけれども、この資料の内容につきましては、予算書により説明
をさせていただきますので、説明は省略をさせていただきたいと
思います。

それでは予算書のほうに戻りまして、予算書の276ページをお願いいたします。

第1条では、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億490万円とするものでございます。
この予算は前年度当初予算と比較いたしますと、1億3,630万円、約17.7%の増
額計上となっております。

第2条では、一時借入金の借入限度額を前年度同額の3,000万円としております。

第3条では、歳出予算の流用について定めておりますけれども、その方法については従来
と同様としております。

次に、281ページをお開きいただきたいと
思います。このページにつきましては、款
ごとの予算を前年度と比較して記載をしておりますが、その内容につきましては、282
ページ以下の事項別明細書によって、その特徴的なものに限って説明をさせていただきます
ので、あらかじめお許しをいただきたいと
思います。

（以下、国民健康保険事業特別会計予算書の説明、記載省略）

議長（柴田喜八君） ここで昼食のため休憩といたします。午後は1時から開会いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後1時00分

議長（柴田喜八君） それでは定刻になりました。

休憩を解き会議を継続いたします。

町民課長。

町民課長（山川栄二君） それでは引き続き説明をさせていただきます。予算書の289ページをお開きいただきたいと思います。

（以下、国民健康保険事業特別会計予算書の説明、記載省略）

あと最後に、312ページをお開きをいただきたいと思います。

この表につきましては、非常金の特別職であります国民健康保険運営委員会に係わる給与費の明細書でございます。説明は省略をさせていただきます。

以上、平成19年度訓子府町国民健康保険事業特別会計の主な内容についてご説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、引き続き特別会計予算の説明をさせていただきます。313ページをお開きをいただきたいと思います。

議案第9号 平成19年度訓子府町老人保健特別会計予算につきまして、別冊の予算案の説明資料を含めてご説明を申し上げます。

恐れ入りますけれども、別冊の説明資料をお開きをいただきたいと思います。説明資料の3ページをお開きをいただきたいと思います。この中段に、老人保健会計の予算編成にあたっての基本的な考え方について記載をしております。

歳入でありますけれども、過去の医療費実績に基づき推計をし、支払基金交付金、国庫支出金、道支出金を所要率で算定したほか、町負担分を一般会計からの繰入金として計上をしております。

歳出につきましては、過去の医療費実績に基づき推計した医療給費等を計上しているところでございます。

同じ資料の31ページから32ページにかけては、老人保健特別会計の概要をそれぞれ記載をしておりますけれども、この資料の内容につきましては、予算書により説明をさせていただきますので省略をさせていただきます。

それでは予算書に戻りまして、予算書の313ページをお願いいたします。

第1条では、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,080万円といたしました。この予算は、前年度当初予算と比較いたしまして、2,380万円、約2.8%の減の計上となっております。

次に、318ページをお開きいただきたいと思います。

この表につきましては、款ごとの予算を前年度と比較して記載しておりますので、ご覧をいただくことといたしまして説明は省略をさせていただきます。

次に、319ページの歳入を説明をさせていただきます。

(以下、老人保健特別会計説明、記載省略)

以上が、平成19年度の訓子府町老人保健特別会計の主な内容についてご説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(柴田喜八君) 福祉保健課長。

福祉保健課長(佐藤純一君) 議案第10号 平成19年度訓子府町介護保険事業特別会計予算について、提案説明をさせていただきます。

まず、別冊の平成19年度各会計予算案の説明資料でございますけれども、3ページの下段及び33ページから38ページまでにつきましては、予算の概要を記載してございますのでご覧をいただきたいと思っております。

それから、同じ資料の9ページでございます。9ページで基金の保有状況を載せてございますけれども、下段のほうにございますけれども、介護給付費準備基金、平成19年度末で1,367万1,000円の保有見込みとなっております。

続きまして、訓子府町各会計予算書の329ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、第1条で、歳入歳出それぞれ予算の総額を昨年度より4,390万円増の4億6,080万円と定めるものであります。

第2条では、一時借入金の借入最高額を3,000万円とするものであります。

次に、330ページから332ページにつきましては、款項ごとにそれぞれの額を記載してございますのでご覧をいただきたいと思っておりますが、その内容につきましては、337ページ以下の事項別明細書によって説明をさせていただきます。

(以下、介護保険事業特別会計予算書の説明、記載省略)

以上、平成19年度介護保険事業特別会計の予算について、提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(柴田喜八君) 建設課長。

建設課長(竹村治実君) 予算書371ページをお開きください。

議案第11号 平成19年度訓子府町下水道事業特別会計予算について、提案説明をさせていただきます。

内容に入る前に、別冊の各会計予算案の説明資料の3ページ、下水道会計について記載しております。

それと、同じ資料の39ページから40ページにわたります、概要について記載してございますが、これにつきましては、後ほどご覧いただくとしたしまして説明は省略させていただきます。

それで371ページに戻りまして、まず、第1条の歳入歳出予算の総額をそれぞれ前年度比2,255万円減の2億4,180万円と定めるもので、款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、372ページから375ページの第1表、歳入歳出予算によりますので、後ほどご覧をいただきたいと思っております。

次に、第2条、債務負担行為、第3条、地方債につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

第4条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を前年度同額の2億円と定めるものであります。

次に、376ページをお開きください。

第2表の債務負担行為であります。まず、水洗便所改造等資金貸付利息等負担金及び損失補償の個別排水では、平成19年度から平成24年度までの期間とし、負担金の限度額を1,300万円とし、以下記載のとおり定めようとするものであります。

次に、377ページの第3表、地方債であります。個別排水処理施設整備事業限度額を5,050万円とし、いずれも証書借入で年利5.0%以内、償還の方法は記載の通り定めようとするものであります。

次に、378ページにつきましては、事項別明細書の総括であります。計上総額、款別の増減、内容等につきましては、379ページ以降の予算書で説明させていただきますので、説明は省略させていただきます。

それでは、379ページの歳入から説明をさせていただきます。

(以下、下水道事業特別会計予算書の説明、記載省略)

396ページから397ページまでの債務負担行為の調書でありますので、後ほどご覧いただくこととし説明は省略させていただきます。

次に、398ページにつきましては、地方債の調書であり、平成19年度末における元金残高は右側の一番下に記載のとおり、9億5,758万4,000円となる見込みであります。

次の399ページは、特別職の給与明細書を一般会計に順じて策定しておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、平成19年度訓子府町下水道事業特別会計の予算について、その提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長(柴田喜八君) ここで午後2時まで休憩をいたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時00分

議長(柴田喜八君) 休憩前に戻り会議を再開いたします。

水道課長。

水道課長(竹村治実君) 予算書400ページをお開きください。

議案第12号 平成19年度訓子府町下水道事業会計予算について、提案説明をさせていただきます。

まず、第2条の業務の予定量であります。給水件数につきましては、前年度と同じ2,180件、年間総給水量は72万?、1日平均給水量は1,972?としております。

次に、第3条では、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入につきましては、第1款の水道事業収益で、営業収益及び営業外収益あわせて1億9,429万3,000円の計上であります。

支出につきましては、第1款の水道事業費で、営業費用、営業外費用、予備費をあわせて2億850万円の計上であります。

収支を差し引きますと、1,420万7,000円が不足となり、赤字予算となります。現金の支出を伴わない減価償却費、資産減耗費、開発費償却を差し引きますと、逆に5,877万円ほど収入が上回り、現金の支出だけを見た場合には黒字予算となるもので

あります。

次に、第4条では、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定めるものですが、収入額が支出額に対して不足する額4,851万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

まず、収入であります。第1款の資本的収入につきましては1,984万4,000円であり、その内訳は企業債700万円、他会計補助金1,284万4,000円の計上であります。

また、支出につきましては、第1款の資本的支出で6,836万円であり、その内訳は建設改良費で694万8,000円、企業債償還金6,141万2,000円であります。

なお、第3条の収益的収支及び、第4条の資本的収支の計上内容につきましては、後ほど404ページ以降で説明をさせていただきます。

次に、第5条であります。まず起債の目的は水道配水施設整備事業及び水道配水施設移設整備事業であります。限度額につきましては700万円、起債の方法は証書借入、利率は5.1%以内、償還の方法は以下の記載のとおりであります。

次に、第6条の一時借入金の限度額につきましては、1億円と定めるもので、前年度と同額の計上であります。

次に、第7条の職員給与費3,654万1,000円につきましては、それ以外の経費の金額を流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を得なければならないものと定めるものであります。

次に、第8条につきましては、一般会計などからこの会計に補助を受ける金額を4,684万1,000円と定めるもので、内容につきましては後ほど説明をさせていただきます。

第9条のたな卸資産につきましては、メーター器の限度額を705万2,000円と定めるものであります。

次に、402ページと403ページにつきましては、一般会計の書式に準じて作成しておりますが、説明は省略させていただきます。

次に、404ページの平成19年度訓子府町水道事業会計予算実施計画説明書であります。これは一般会計の事項別明細書にたるものであり、順次説明をさせていただきます。

(以下、水道事業会計予算書の説明、記載省略)

次に、予算書の410ページの資金計画につきましては、収益的収支、資本的収支のうち現金支出における資金計画でありますので、後ほどご覧いただくことといたしまして説明は省略させていただきます。

次の411ページから412ページの給与費明細書につきましては、一般会計に順じて作成しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

次に、413ページと414ページは、平成19年度の予定貸借対照表であります。この表につきましても、予算の計上、執行に直接関係しませんので説明は省略させていただきます。

次の415ページと416ページにつきましても、平成18年度末の予定貸借対照表であります。この表につきましても、予算の計上、執行に直接関係しませんので説明は省略させていただきます。

次の417ページにつきましては、平成19年1月末時点におきます収益的収支の決算見込みから税抜きをした予定損益計算書であります。後ほどご覧いただくことといたしまして説明を省略させていただきます。

以上、平成19年度訓子府町水道事業会計の予算について、その提案説明をさせていただきますましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議案第13号、議案第14号、議案第18号、議案第19号

議長（柴田喜八君） 次に、日程第23、議案第13号、日程第24、議案第14号、日程第25、議案第18号、日程第26、議案第19号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。議案第13号から順次をお願いいたします。

総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 議案書57ページをお開き願いたいと思います。

議案第13号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案説明を申し上げます。

この条例改正案につきましては、地方自治法の改正に関連しまして、本町の各条例の関係改正箇所ごとに当該条例の名称を見出しで示しながら、改正条文で規定する形式をとっております。各改正条文の朗読による説明を避けまして、区分ごとに計図立てて説明をさせていただきますしたいと思います。

まず、第1条の説明は後ほど関連する条文とともに行わせていただくこととしまして、第2条から第5条におきましては、地方自治法改正で助役が副町長に改正されることに伴う改正でございます。

まず、第2条の町長、助役及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の題名及び条文中、また第3章では、職員の旅費に関する条例本則中、第4条では、訓子府町特別職報酬等審議会条例第2条中、第5条では、訓子府町顕彰条例、別表第3中の「助役」という字句を「副町長」に改めるものでございます。

また、第3条では、収入役制度が廃止されることに伴い、「収入役」という字句を削るものでございます。

次に、第6条から第8条につきましては、収入役が廃止され新たに会計管理者が置かれることに伴う改正でございます。

第6条では、訓子府町議会議委員会条例、第2条第1項第1号中「収入役」を「会計管理者」に、第7条では、訓子府町事務分掌条例本則に、第5条として、会計管理者の補助組織については規則で定めるという規定を加えるものでございます。

なお、第8条では、訓子府町収入役事務兼掌条例そのものを廃止する規定となっております。

一番最初の第1条及び第9条から第14条までは、法改正で「吏員」という字句が「職員」に改められ、現在の事務職員、技術職員、その他職員の区分もなくなることに伴うものです。

最初の第1条に戻りまして、町職員定数条例第1条中「書記・その他職員」を削るものでございます。

第9条に飛びまして、町税条例第2条中「町吏員」を「町職員」に、第10条では、訓子府町スポーツセンター設置条例、第4条中「、体育主事及びその他の」を「のほか」という言葉に改めます。

次に、59ページに移らせてもらいますけども、第11条では、職員の給与に関する条例、別表第2の級別職務分類表をこの議案に記載のとおり改めるものです。この分類表の改正点では、新たに設けられます会計管理者を5級及び6級に位置づけるもので、いわゆる課長、または高度な職務を行う課長補佐に位置づけるというものでございます。この表は、全体的に改まったものをここに記載してございます。

第12条では、訓子府町農業交流センター設置条例、第3条中「、事務職員、その他の職員」を「のほか職員」に、第13条の畜犬取締及び野犬掃とう条例本則中「当該吏員」を「当該職員」に、第14条では、訓子府町特定公共賃貸住宅管理条例、第20条第1項中「町吏員」を「町職員」に改めるものでございます。

以上、説明させていただきましたように、いずれの改正条文も地方自治法の改正に伴う字句の訂正及び削除等ということでご理解をお願いいたします。

なお、附則では、この条例は、平成19年4月1日から施行すると定めるものでございます。

以上、地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の提案説明を申し上げましたので、ご審議の上、ご決定いただきますようによろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案書60ページをお開き願いたいと思います。

議案第14号 訓子府町副町長定数条例の制定について、提案説明を申し上げます。

この条例は、地方自治法の改正に伴い、設置する副町長について、法第161条第2項の規定により、その設置する人数の規定が条例の規定に委任されておりますことから、本条例を制定するものでございます。

法文は一つの法文からなっております。

地方自治法（昭和22年法律67号）第161条第2項の規定に基づき、副町長の定数を1人とする。

附則としまして、平成19年4月1日から施行するという附則でございます。

以上、訓子府町副町長定数条例の提案説明を申し上げましたので、ご審議の上、ご決定いただきますようによろしくお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） 議案書の64ページをお開きをいただきたいと思います。

議案第18号 訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和16年条例第17号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

この条例改正につきましては、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、盲学校、ろう学校、養護学校という字句を障害を超えた特別支援学校に1本化されるということから、この条例の字句の訂正をさせていただくものでございますのでご理解をいただきたいと思います。

記以下でありますけれども、訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成

に関する条例、第2条第2項第3号のA中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を特別支援学校に字句を改めるものでございます。

附則でありますけれども、この条例は平成19年4月1日から施行するものであります。以上、訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 議案第19号 社会資本整備基金の設置管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明をさせていただきます。議案書の65ページになります。

社会資本整備基金の設置管理及び処分に関する条例（昭和42年条例第17号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

改正の内容につきましては、記以下のとおりであります。歳計現金に不足が生じたときに基金を一時的に歳計現金に繰り替えて運用することができるよう条例を改正しようとするものでございます。

それでは改正条例の説明をいたします。

社会資本整備基金の設置管理及び処分に関する条例（昭和42年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

繰替運用の見出しを付けまして、「第5条 町長は財政上必要があると認めるときは確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる」と規定してございます。

なお、この条文につきましては、すでに繰替運用を行っております財政調整基金など同様の条文としてございます。

附則では、この条例は平成19年4月1日から施行することを規定してございます。

以上、議案第19号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 以上で、議案第13号、議案第14号、議案第18号、議案第19号までの各案の提案理由の説明が終わりました。

散会の宣告

議長（柴田喜八君） 本日の日程は全部終了しましたので、本日はこれにて散会いたします。

明日は午前10時からであります。

散会 午後 2時30分